

2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護のための規定

2. 1 無線設備以外の設備に対する規制（電波法第 101 条）

1) 規制の対象

- ① 許可を要しない高周波利用設備
- ② 高周波利用設備以外の一切の電気的設備（自動車の点火栓、X線装置、送配電線、蛍光灯、電気バリカン、家庭用電化器具、…）

2) 規制の内容

対象設備が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的、かつ、重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（電波法第 101 条）

2. 2 電波監視業務のための電波方位測定装置に対する保護（電波法第 102 条）

1) 保護の対象

総務大臣が施設した無線方位測定装置

2) 規制の内容

保護の対象となる無線方位測定装置の設置場所から 1 キロメートル以内での、電波を乱すおそれのある建造物又は工作物の建設の届出。

2. 3 重要無線通信の伝播障害防止のための高層建築物等に対する規制

（電波法第 102 条の 2～第 102 条の 10、電波法施行令第 8 条～第 9 条、電波法による伝播障害の防止に関する規則）

1) 重要無線通信（電波法 102 条の 2）

890 メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信であって、次に掲げる通信内容の無線通信。

- ① 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- ② 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信
- ④ 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
- ⑤ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
- ⑥ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信

2) 伝播障害防止区域の指定

総務大臣は、当該電波伝搬路の地上投影面に沿いその中心線と認められる線の両側それぞれ 100 メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

3) 指定区域内の高層建築物等に対する規制（電波法第 102 条の 3）

伝搬障害防止区域内において、次に掲げるような高層建築物等を建設しようとする場合は、建築主は、工事着工前に、敷地の位置、高さ、高層部分（地表高 31 m を超える部分）の形状、構造及び主要材料、その他必要な事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。

- ① 地表高 31 m を超える高層建築物等の新築

- ② 工作物の増築又は移築で、その工事後において地表高31mを超える高層建築物等となるもの。
- ③ 地表高31mを超える高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え。

3 不法無線局対策（電波法第102条の11～第102条の16、電波法施行規則第4章第2節の2）

不法な無線局に対する対策は、基準不適合設備の流通に対する対策と特定不法開設局に対する対策からなる。

基準不適合設備	電波法第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備	
特定不法開設局	電波法第4条の規定に違反して開設される無線局のうち次の周波数の電波を使用するもの 26.1MHzを超え28MHz未満、 144MHz以上146MHz以下、 430MHz以上440MHz以下 又は 889MHzを超え911MHz未満	

3. 1 基準不適合設備に対する対策（電波法第102条の11）

基準不適合設備が流通し使用されることにより無線秩序の維持に悪影響を与える恐れがある場合、総務大臣は、基準不適合設備の製造業者又は販売業者に対して、経済産業大臣の同意の下に、無線通信の秩序を維持するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

1) 勧告の要件（電波法第102条の11第1項）

- ① 基準不適合設備を使用する不法無線局が、正常な無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた事例があること。
- ② 上記の基準不適合設備と同一の設計により製造又は改造された設備が、市場に広く販売されていること。
- ③ その状態を放置しておいては、その基準不適合設備が使用され、正常な無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認められること。

2) 勧告に応じない場合の対策（電波法第102条の11第2項、第3項、電波法第102条の12）

総務大臣は、官報及び新聞等を利用して、業者の住所、氏名又は名称、基準不適合設備の商品名、型式、勧告の内容等を公表することができる。

3. 2 特定不法開設局に対する対策

1) 特定周波数無線設備（電波法第102条の13）

前頁の表に掲げた特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備を特定周波数無線設備という。

ただし、免許及び登録を要しない無線局に使用するためのもの及び特定不法開設局に使用される恐れがないと認められるものを除く。

2) 指定無線設備と指定無線設備小売業者（電波法第102条の14）

総務大臣は、特定周波数無線設備が広く販売されおり、これに対応する特定不法開設局の数を減少させることができないと認める場合、当該特定周波数無線設備を、特定不法開設局に使用されることを防止すべき設備として指定することができる。

指定された特定周波数無線設備を指定無線設備、これを小売する業者を指定無線設備小売業者という。

3) 指定無線設備の販売における告知および書面の交付（電波法第102条の14）

指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売するときは、当該指定無線設備を販売する契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許等を受けなければならない旨を、告げ、又は総務省令で定める方法により示さなければならない。

更に、指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を総務省令で定めるところにより記載した書面を購入者に交付しなければならない。

- 一 前項の規定により告げ、又は示さなければならない事項
- 二 無線局の免許等がないのに、指定無線設備を使用して無線局を開設した者は、この法律に定める刑に処せられること。
- 三 指定無線設備を使用する無線局の免許等の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地

この書面の交付は、電波法施行規則第51条の4の2に定める電子情報通信の方法によつても良い。

4) 指定無線設備小売業者に対する指示及び監督（電波法第102条の15、第102条の16）

総務大臣は、指定無線設備小売業者が告知及び書面の交付の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げこととなると認めるときは、経済産業大臣の同意を得て、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

総務大臣は、上記の規定の施行に必要な限度において、指定無線設備小売業者から、その業務に関する報告を徴し、又はその職員に、指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。また、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 電波利用料（電波法 第103条の2～第103条の3、電波法施行規則第四章第二節の五）

免許人、登録人、特定免許等不要局¹⁾を開設した者又は特定免許等不要局の無線設備に技術基準適合の表示をする者は、次に掲げる電波利用共益事務の費用の財源に充てるために、所定の電波利用料を納付しなければならない。徴収された利用料は「電波利用共益事務」の費用の財源となる。

*1) 特定免許等不要局：特定周波数終了対策業務に係るすべての特定公示局が電波法第4条第三号の無線局である場合、その特定公示局を言う。特定公示局：5GHz帯無線アクセスシステム

一 電波の監視及び規正並びに不法無線局の探査 ²⁾
二 総合無線局監理ファイルの作成・管理
三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
四 電波の人体等への影響に関する調査
五 標準電波の発射
六 特定周波数変更対策業務
七 特定周波数終了対策業務
八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することができる地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助 イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備 ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することができるトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

*2) デューラスシステム/DEURAS (Detect Unlicensed Radio Stations) System

第9節 罰 則

電波法は、第九章において、電波法上の罰則を規定している。電波法の罰則における刑は、拘禁刑、罰金、過料がある。

犯罪の実行に着手してこれ遂げなかった場合を未遂といい、未遂を罰する場合には、法律の本条でこれを定めるべきことが規定されている（刑法第43条、第44条）。

電波法では、第105条（遭難通信の不取扱い又は遅延及び遭難通信の取扱い妨害）及び第108条の2（公共的な重要無線通信設備の損壊、機能の障害、および通信の妨害）に未遂罪が適用される。

罰則に該当する行為をした者を処罰するほか、その者を雇用している事業主を処罰する規定を両罰規定という。事業主に対する刑罰は罰金刑となる。電波法では、第114条の規定により、第110条、第110条の2、第111条～第113条に両罰規定が適用される。

罰則規定の一例

① 遭難通信に関する罰則規定（電波法第105条）

無線通信の業務に従事する者が遭難通信の取扱をしなかつたとき、又は遅延させたとき、及び取扱を妨害したときは一年以上の有期拘禁刑に処する。またその未遂罪は罰する。

② 通信設備による虚偽の通信を発した者に対する罰則規定（電波法第106条）

自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、通信設備によって虚偽の通信を発した者は、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

③ 日本国憲法又は政府の破壊を主張する通信を発した者に対する罰則規定（電波法第107条）

通信設備によって日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する通信を発した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

④ わいせつな通信を発した者に対する罰則規定（電波法第108条）

無線設備又は第100条第1項第1号に規定する高周波利用設備の通信設備によってわいせつな通信を発した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

⑤ 公共的な重要無線通信設備の損壊等に対する罰則規定（電波法第108条の2）

電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

その未遂罪は、罰する。

⑥ 通信の秘密に係わる違反に対する罰則規定（電波法第109条）

無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

	対象となる事項	罰則	条項
1	遭難通信の不取扱い、遅延 未遂罪も罰せられる。	1年以上の有期拘禁刑	第105条第1項、第3項
2	遭難通信の取扱い妨害 未遂罪も罰せられる。	1年以上の有期拘禁刑	第105条第2項、第3項
3	虚偽の通信 自己若しくは他人に利益を与える、又は他人に損害を加える目的で、無線設備又は高周波利用通信設備によって虚偽の通信を発した者	3年以下の拘禁刑又は 150万円以下の罰金	第106条第1項
4	虚偽の遭難通信 船舶遭難航空機遭難の事実がないのに無線設備により遭難通信を発した者	3月以上10年以下の 拘禁刑	第106条第2項
5	政府を暴力で破壊することを主張する通信 無線設備又は高周波利用通信設備によって日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を発した者	5年以下の拘禁刑	第107条
6	わいせつな通信 無線設備又は高周波利用通信によりわいせつな通信を発した者	2年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金	第108条
7	公共的重要無線通信の妨害 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備、人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給業務、鉄道事業に係る列車運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、これに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて通信を妨害した者 未遂罪も罰せられる。	5年以下の拘禁刑又は 250万円以下の罰金	第108条の2、第1項、 第2項
8	無線通信の秘密の漏洩又は窃用	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	第109条第1項
9	無線通信の業務に従事する者の秘密の漏洩又は窃用	2年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金	第109条第2項
10	指定機関の役職員の秘密漏洩	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	第109条の2
11	無免許の無線局の開設又は運用	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	第110条第一号、第二号
12	無許可の高周波利用設備の運用	〃	第110条第三号
13	免許状の記載事項に違反する運用	〃	第110条第四号
14	変更検査を受けない(合格しない)無線設備の運用	〃	第110条第五号
15	電波発射停止、運用停止違反	〃	第110条第六号

	対象となる事項	罰則	条項
16	非常の場合の通信命令違反	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	第110条第七号
17	技術基準に適合しなくなった適合表示無線設備の運用による他の無線局への妨害・危害を防止する命令に違反した者	〃	第110条第八号
18	技術基準に適合しないこととなった認証公示設計に基づく特定無線設備又は届出工事設計に基づく特別特定無線設備の運用による他の無線局への妨害・危害を防止する命令に違反した者	〃	第110条第九号
19	伝搬障害の無届着工停止命令違反	〃	第110条第十号
20	登録証明機関の業務停止命令違反	〃	第110条の2
21	各指定機関の業務停止命令違反	〃	第110条の3
22	電波監理審議会の委員を退職して1年以内に、規定により禁止された職についた者	〃	第110条の4
23	無線局の検査を拒否した者	6月以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金	第111条
24	適合表示無線設備と紛らわしい表示をした者及び適合表示無線設備の変更の工事を行い表示を除去しない者	50万円以下の罰金	第112条第一号
25	航行中でない船舶局の運用	〃	第112条第二号
26	航行中でない航空機局の運用	〃	第112条第三号
27	電波法令及び放送法令に違反して命ぜられた運用制限に違反した当該無線局の免許人	〃	第112条第四号
28	伝搬障害の無届着工者に対する届出提出命令違反	〃	第112条第五号
29	測定器等に機構又は指定較正機関の較正済の表示と紛らわしい表示をした者	〃	第112条第六号
30	認定点検事業者の虚偽報告等 認定点検事業者が報告を求められたのに報告せず、虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨害した者	30万円以下の罰金	第113条第一号、第二号
31	登録証明機関の証明業務に関する報告違反	〃	第113条第三号
32	登録証明機関の帳簿の備え付け及び保存に関する違反	〃	第113条第四号
33	登録証明機関の虚偽報告等 登録証明機関が報告を求められたのに報告せず、虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨害した者	〃	第113条第五号
34	登録証明機関の業務の休止・廃止の報告違反	〃	第113条第六号
35	技術基準適合証明を受けた者の虚偽報告等 証明を受けた者が報告を求められたのに報告せず、虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨害した者	〃	第113条第七号
36	技術基準適合証明を受けた者の特定無線設備提出違反	〃	第113条第八号
37	技術基準適合自己確認の虚偽の事項の届出	〃	第113条第九号
38	技術基準適合自己確認の届出業者の記録作成・保存違反	〃	第113条第十号

	対象となる事項	罰則	条項
39	無資格者の無線設備の操作	〃	第113条第十一号
40	主任無線従事者の選任又は解任届出違反	〃	第113条第十二号
41	特定周波数変更対策業務による給付金の交付を受け、指定周波数変更対策機関の求めに対し報告をせず、又は、虚偽の報告をした者	〃	第113条第十三号
42	空中線の撤去義務違反・無線局の免許が効力を失ったとき、空中線を撤去しなかった者	〃	第113条第十四号
43	業務従事停止命令違反	30万円以下の罰金	第113条第十五号
44	船舶局無線従事者証明の効力の停止違反	〃	第113条第十六号
45	免許を要しない無線局に関する障害除去命令違反	〃	第113条第十七号
46	伝搬障害の届出違反	〃	第113条第十八号
47	伝搬障害報告義務違反	〃	第113条第十九号
48	基準不適合設備の製造業者等の報告違反	〃	第113条第二十号
49	指定無線設備小売業者に対する指示違反 指定無線設備の小売業者が、特定不法開設局に関連し、措置をとるべきことを指示したのに、その指示に従わない者	〃	第113条第二十一号
50	指定無線設備小売業者の報告違反 指定無線設備小売業者が、報告を求められたのに、報告をしない者又は立入検査を拒み、妨げもしくは逃避した者	〃	第113条第二十二号
51	指定機関の法定帳簿の備付・記載等違反	〃	第113条の2第一号
52	指定機関の報告懈怠及び検査忌避	〃	第113条の2第二号
53	指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更機関の無許可の業務廃止	〃	第113条の2第三号
54	指定較正機関の無許可の業務廃止、又は、虚偽の報告	〃	第113条の2第四号
55	両罰規定 第110条第十一号、第十二号	一億円以下の罰金刑	第114条第一号
56	両罰規定 第110条第一号～第十号、第110条の2又は第111条～第113条	〃	第114条第二号
57	審理官の処分に対する違反	30万円以下の過料	第115条
58	免許人の地位の承継届出違反	〃	第116条第一号
59	無線局の廃止等の届出違反	〃	第116条第二号
60	免許状の返納違反	〃	第116条第三号
61	登録事業者が変更の届出をしないとき	〃	第116条第四号
62	登録事業者が事業の譲渡等について届出をしないとき	〃	第116条第五号
63	登録事業者が事業の廃止の届出をしないとき	〃	第116条第六号
64	登録辞業者が登録証を返納しない時	〃	第116条第七号
65	無線局の公開情報を目的以外に利用したとき	〃	第116条第八号

	対象となる事項	罰則	条項
66	包括免許の特定無線局の廃止を届出ないとき	30万円以下の過料	第116条第九号
67	包括免許に関わるすべての特定無線局の廃止を届出ないとき	〃	第116条第十号
68	登録人が登録局の変更の届出をしないとき	〃	第116条第十一号
69	登録人の地位を承継した者が届出をしないとき	〃	第116条第十二号
70	登録人が登録局の廃止の届出をしないとき	〃	第116条第十三号
71	登録人が取消され、有効期間が満了し、又は、失効した登録状を返納しないとき	〃	第116条第十四号
72	包括登録人が包括登録局の変更の届出をしないとき	〃	第116条第十五号
73	登録証明機関が変更の届出をしないとき	〃	第116条第十六号
74	技術基準適合証明を受けた者が変更の届出をしないとき	〃	第116条第十七号
75	登録証明機関が財務諸表等の取扱い規定に違反したとき	〃	第116条第十八号
76	技術基準適合自己確認の届出業者が変更の届出をしないとき	〃	第116条第十九号
77	登録修理業者が必要な変更の届出をしないとき	〃	第116条第二十号
78	登録修理業者が事業の廃止の届出をしないとき	〃	第116条第二十一号
79	無線局免許人等が非常時運用人に運用させたときに届出をしないとき	〃	第116条第二十二号
80	高周波利用設備の許可の承継の届出をしない者	〃	第116条第二十三号
81	伝搬障害防止区域の伝搬障害の工事計画の届出をしない者	〃	第116条第二十四号
82	包括免許（登録）人、特定免許不要局の開設者、特定免許不要局の無線設備の表示者が規定による電波利用料を納めないとき	〃	第116条第二十五号

【チェックポイント－6】

1. 地上波アナログTV放送から地上波デジタルTV放送へ移行されました。この「地上波デジタルTV放送化」の電波法上の根拠規定は何ですか？
2. マイクロウェーブ回線の光ケーブル回線化が行われて来ました。この「光ケーブル回線化」の電波法上の根拠規定は何ですか？
3. 無線局が臨時に電波の発射を停止するよう命じられるのはどのような場合ですか？
また、その停止が解除されるのはどのような場合ですか？
4. 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことに対して、電波法ではどのような処分が規定されていますか？
5. 無線局の免許（包括免許を除く）が取り消されるのはどのような場合ですか？

6. 無線従事者の免許が取り消される、又は、業務に従事することを停止されるのはどのような場合ですか？
7. 「高周波利用設備」にはどのようなものがありますか？
8. 「高周波利用設備の設置」について、電波法にはどのような規定がありますか？
9. 「一般の電気製品が副次的に発射する電波(雑音)」について電波法にはどのような規定がありますか？
10. 「重要無線通信の伝播障害防止のための高層建築物等」について電波法にはどのような規定がありますか？
11. 「電波利用料」とはどのようなものですか？また、その用途を述べなさい。